

1 電波遮へい対策事業の概要

(1) 目的

トンネル内で電波が遮へいされる場合に、携帯電話等を利用可能にする。

(2) 事業主体

一般社団法人等

(3) 対象地域

鉄道、高速道路等のトンネル

(4) 支援対象

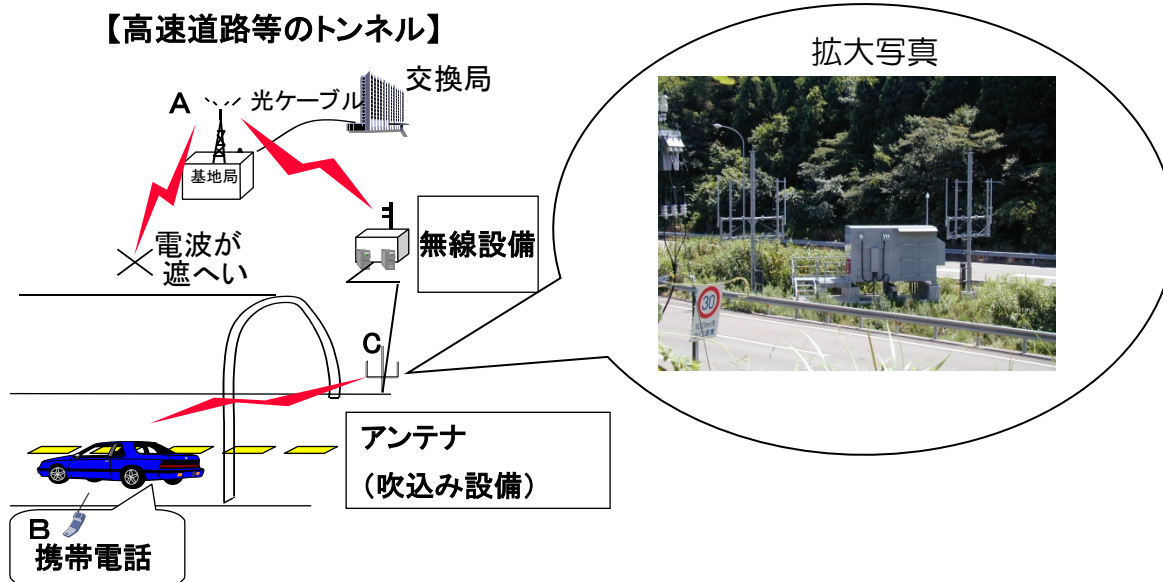
移動通信用中継施設

(5) 補助率

道路トンネルの場合は $1/2$ を国が補助

〔イメージ図〕

(例) 吹込方式の場合



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替の伝送路を開設。